

# 令和元年12月市議会定例会議提出議案

(令和元年12月 日提出)

区分	予算関係	条例関係	その他議案	報告	計
件数	4	10	8	1	23

\* この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

**1 議案 第 号 令和元年度福島市一般会計補正予算**

**2 議案 第 号 令和元年度福島市水道事業会計補正予算**

**3 議案 第 号 令和元年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算**

**4 議案 第 号 令和元年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算**

**5 議案 第 号 福島市部設置条例の一部を改正する条例制定の件**

行政組織機構の改正を行うため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・業務の部局間の移管による分掌事務の変更

(令和2年4月1日から施行)

**6 議案 第 号 福島市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例制定の件**

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 成年被後見人又は被保佐人の人権が尊重され不当に差別されることがないように、条例において規定されている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を適正化

- ① 福島市職員の分限に関する条例
- ② 福島市職員の給与に関する条例
- ③ 福島市職員の退職手当に関する条例
- ④ 福島市職員等の旅費に関する条例
- ⑤ 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(公布の日から施行)

**7 議案 第 号 福島市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件**

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- ・無料低額宿泊所の設備及び運営等に関する基準を規定

事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居対象者を生計困難者に限定しているか、定員の5割以上が生活保護受給者</li> <li>・居室使用料は無料又は厚生労働大臣が定める基準以下</li> </ul>	運営規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方針、職員配置、入居定員等、重要事項に関する規程を定め市に届出</li> <li>・入居申込者に対する文書説明及び契約締結</li> <li>・入居者本人が金銭を管理。管理に支障がある場合は、別途契約及び帳簿の整備等が必要</li> </ul>
居住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室は個室、面積7.43㎡以上</li> <li>・多人数居室は施行後3年以内に解消</li> </ul>	長期入所防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅等での生活可能性を把握、支援を行う</li> <li>・契約期間は1年以内</li> </ul>
防火防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法及び消防法の規定を遵守</li> <li>・非常災害に対する具体的な計画</li> <li>・避難訓練等を年1回以上実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間終了前に入居者本人の意思確認及び福祉事務所等と利用必要性について協議を行う</li> </ul>

(令和2年4月1日から施行)

8 議案 第 号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・ 成年被後見人又は被保佐人の人権が尊重され不当に差別されることがないように、条例において規定されている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を適正化

(公布の日から施行)

9 議案 第 号 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

放課後児童健全育成事業の持続可能な運営体制を整備するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 一支援単位を構成する児童数の基準に関する経過措置期間が令和元年度で終了することに伴い、新たな経過措置を規定

- ・ 経過措置 当分の間、地域の実情に応じ、安全確保に支障が無いと市長が認めるとき

(令和2年4月1日から施行)

10 議案 第 号 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 副園長及び教頭の資格基準の緩和に関する経過措置期間を延長

- ・ 経過措置期間 令和元年度まで → 令和6年度まで

(令和2年4月1日から施行)

11 議案 第 号 福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例制定の件

夜間急病診療所の利用拡大と持続可能な診療体制を整備するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 診療時間外においても休日昼間等における急病患者に対し、応急的な診療を行うことができる規定を追加

- (2) 診療時間を30分間短縮

- ・ 午後7時から翌日午前8時まで → 午後7時から翌日午前7時30分まで

(令和2年4月1日から施行)

12 議案 第 号 福島市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

資格基準の見直しに伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・ 成年被後見人又は被保佐人の人権が尊重され不当に差別されることがないように、条例において規定されている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置を適正化

(公布の日から施行)

13 議案 第 号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件

水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定更新制度導入に伴い、手数料を規定

- ・ 指定更新手数料 1件につき 10,000円

- (2) 新規の指定手数料を改正

- ・ 指定手数料 1件につき 5,000円 → 10,000円

(令和2年4月1日から施行)

**14 議案 第 号 福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

福島市消防団員の資格基準について、適正化を図るため所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

(1) 消防団員となることができない者の基準を規定

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 条例第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(公布の日から施行)

**15 議案 第 号 民事調停申立ての件**

市営住宅に係る滞納家賃の支払いに関して、調停を申し立てる。

**16 議案 第 号 字の区域の変更の件**

大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。

**17 議案 第 号 工事請負契約の件（福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事（建築））**

福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事（建築）について、請負契約を締結する。

**18 議案 第 号 工事請負契約の件（福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事（電気設備））**

福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事（電気設備）について、請負契約を締結する。

**19 議案 第 号 工事請負契約の件（福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事（機械設備））**

福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟改築工事（機械設備）について、請負契約を締結する。

**20 議案 第 号 財産処分**

分譲用地として造成した福島おおぞうインター工業団地の一部を処分する。

**21 議案 第 号 指定管理者の指定の件（中之湯）**

中之湯について、指定管理者を指定する。

**22 議案 第 号 指定管理者の指定の件（児童公園）**

児童公園について、指定管理者を指定する。

**23 報告 第 号 専決処分報告の件**